

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行向け告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1条第8号等に規定する譲渡性預金について、金融商品取引法施行令第1条第1号に規定する譲渡性預金を引用しており、指名債権である譲渡性預金については除くように読み取れるが、これはどのように取り扱えばよいか。	ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。 指名債権譲渡方式の譲渡性預金についても、有価証券として取り扱います。
2	金融商品取引法施行令第1条第1号に規定する譲渡性預金以外の譲渡性預金は、預金保険法第51条の「一般預金等」には該当しないが、同法第2条第2項の「預金」には該当するののか。	
3	第1条第11号において、中央銀行の資金供給（市中銀行にとっての資金調達）と資金吸収（市中銀行の資金運用）について、いずれも「中央銀行有担保資金『調達』」と定義されていますが、レポ「取引」と定義されているように、「中央銀行有担保資金『取引』」と定義する方が分かりやすいのではないのか。	ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。
4	第8条において、「前章、第5章及び第6章の規定は・・・準用する。」とあるが、第4章は準用しなくてよいのか。	
5	第9条第1項第1号等には、「貨幣（外国のものを含む。）及び銀行券」とあるが、法令上、「貨幣」と「紙幣」は、比較的厳格に区別されている。外国の場合、「貨幣」だけでなく「紙幣」が存在することもある。 したがって、同号等を「貨幣及び紙幣（いずれも外国	

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	のものを含む。)並びに銀行券」などとするべき。	
6	銀行等引受債(縁故地方債)についても、第9条に規定するレベル1資産となるか。	<p>銀行等引受債(縁故地方債)のすべてがレベル1資産となるわけではなく、第9条第1項第3号に規定する要件に該当するものがレベル1資産となります。</p> <p>例えば、発行量が非常に小さい銘柄等は、「売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること」という要件を満たさず、適格流動資産とは認められないことがあります。</p>
7	<p>第11条第1項によれば、①リスクウェイト0-20%の政府の保証する社債、②政府保証の無い格付4-1又は5-1の社債、及び③リスクウェイト0-20%の中央政府以外の公共部門が発行する債券があった場合、各々の価格下落率が10%超-20%以下の際に、②政府保証の無い債券がレベル2Bとなる一方、①政府保証がある債券及び③公共部門が発行する債券については適格流動資産自体から除かれるよう規定されている。この点、「中央政府又は中央銀行等が発行する」を「中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門が発行又は償還及び利息の支払いについて保証する債券」と規定した方が適切ではないか。</p>	ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。
8	<p>告示で規定されている算出方法を適用した場合、①超過受入担保が発生している場合や、②未提供担保が発生している場合、第42条(第41条)及び第43条(第42条)等において規定されている流出額算出と一部重複するように読み取れるが、重複して算出すべきか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。</p> <p>なお、②の未提供担保が発生している場合には、重複額の修正が必要となりますが、①の超過受入担保が発生している場合には、そもそも受入担保の時価毀損に伴う資金流入は勘案しないため、重複額の修正は不要です。</p>
9	第48条第2項第2号に規定する計算方法について、	②を意味しています。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>①「当該者」とは個々の貸付先を指し、各貸付先毎に貸し付ける義務を負う金銭の額と受け入れる金銭の額の差引きを行うのか、または②「当該者」とは金融機関以外を指し、金融機関以外の貸付先全体での貸し付ける義務を負う金銭の額と受け入れる金銭の額の差引きを行うのか。</p>	
10	<p>第48条第2項第2号に規定する「当該者から受け入れる金銭の額」の範囲について、</p> <p>①第65条に係る受入額のみか、第68条なども含む金銭の額か。</p> <p>②①において前者とした場合、当該貸出義務契約に基づいて実行された貸出からの流入額ではなく、貸出全体からの受入額（返済額）か。</p>	<p>「当該者から受け入れる金銭の額」とは①貸付金（第65条）のみを指し、②貸出全体の返済額です。</p> <p>ご意見を踏まえ、文言を明確化するため、関連条文を修正します。</p>
11	<p>第50条第2項において、過去の実績に基づく流出率テストの実施を求めているのは、「前項第一号に掲げるものについて」との規定から、「前項第二号」については対象外であると読み取れるが、相違ないか。</p>	<p>当該条項については、削除することとします。</p>
12	<p>第55条によれば、基準日時点において契約を締結しているものの、受渡し完了していない約定未受渡の有価証券の購入について、適格流動資産に該当することが見込まれない場合に100%の資金流出を認識するものである。一方、有価証券の発行・流通市場では、購入した国債、株式等の資産を受渡日までにレポ取引で資金手当てを行う事が一般的であり、こうした一連の取引については既に資金手当てが完了していることから、約定未受渡の有価証券購入（第55条）及び約定未受渡のレポ形式</p>	<p>ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の取引(第 56 条)を資金流出入に含めないこととしてほしい。</p>	
13	<p>第 69 条によれば、基準日時点において契約を締結しているものの、受渡しが完了していない約定未受渡の有価証券の売却について、適格流動資産に該当しない場合に 100%の資金流入を認識するものである。一方、有価証券の発行・流通市場では、売却(ショート)した国債、株式等の資産を受渡日までにリバースレポ取引で借り入れることが一般的であり、こうした一連の取引についてはネットの資金流入が無いことから、約定未受渡の有価証券売却(第 69 条)及び約定未受渡のレポ形式の取引(第 70 条)を資金流出入に含めないこととしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。</p>
14	<p>適格流動資産は、受渡日において計上又は非計上を認識するのか。</p> <p>本解釈によれば、例えば基準日において約定済未受渡の有価証券購入については、適格流動資産に計上しない事となる。逆に有価証券売却の未受渡の場合は、適格流動資産に計上可能となる。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>会計上の認識基準である約定日とは異なり、受渡日にて適格流動資産に計上可能となります。</p>
15	<p>第 70 条第 3 項の「再契約」の具体的な定義は何か。</p> <p>(例：担保として差し入れている資産も同一であることが条件となるか、調達期間や金額が異なる場合も再契約に該当するか等)</p>	<p>レポ形式の取引がロールオーバーされる予定である場合に、第 33 条で規定する資金流出額と、本条で規定する資金流入額が相殺される趣旨です。基本的には、①既存契約の弁済日と再契約の開始日が一致し、②再契約に基づく調達金額が既存の調達金額を上回っていないければ、調達期間や担保資産の一致までは求められません。</p> <p>ただし、本条第 1 項に示す通り、基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが求められます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
16	第71条に規定する資金流入額には、適格流動資産クーポン収入（30日以内）を算入してもよいか。	適格流動資産の時価に将来のクーポン収入分も含まれている場合には、分子と分母で二重計上になりますので、資金流入には含めません。
17	本告示案は海外営業拠点を有する国際統一基準行等に適用されるものであるが、当該拠点を有しない金融機関に対しても適用されるのか。また適用される場合には、いつから適用されるのか。	流動性の状況については、別途監督上の留意点を整備すべく検討しているところです。